

北九州とびうめネット連携事業

1. 事業目的

- 本事業は、北九州市（以下「本市」という。）が、とびうめネットに対して北九州市民（以下「市民」という。）の医療・介護・健診情報の提供や、それに伴う本人同意手続を行うとともに、これと併せて、医療・介護関係者間での情報提供・研修体制等を整備することで、
 - ① 自身の傷病名や投・服薬等の的確な医療・介護・健診情報や、自身にかかわる医療・介護関係者（かかりつけ医やケアマネジャー等）の協働により、個々人の状況に応じて、適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けたいという「市民のニーズ」、
 - ② 救急・入院等の直後から患者の医療・介護・健診情報を的確かつ効率的に入手し、患者・利用者一人ひとりの状況に応じて、早期に連携を開始し、協働しつつ専門性を発揮したいという「医療・介護関係者のニーズ」、
 - ③ 本市の限られた医療・介護の人的資源や財源が効果的・効率的に活用され、市民に提供される医療・介護サービスの質を、市全体として高めたいという「本市行政のニーズ」を満たすことを目的とする。

2. 事業主体

- とびうめネットの設置・運営は福岡県医師会が行い、各地域における運用は郡市区医師会で定めることとしており、本市では、市医師会・区医師会の方針で、とびうめネットのうち「救急医療支援システム」を運用中である。
- また、県内の救急医療体制に関する医療機関等との連絡・調整等は福岡県が行っている。
- さらに、医療・介護連携の推進については、介護保険法において、市町村の事務として行うこととされているところである。
- 今回、本市が、
 - ① 医療・介護連携の推進の観点から、後期広域連合・国保連の協力の下、とびうめネットの「救急医療支援システム」に対して市民の医療・介護・健診情報の提供を行い、とびうめネットを導入している医療機関等の利用に供するとともに
 - ② 市内の医療・介護関係機関・事業所等と連携して、①についての個人情報保護法制上の本人同意手続を行うこととし、
これらを、県医師会・市医師会・福岡県・本市の共同事業と位置付ける。

3. 登録対象者

- 市民のうち、本事業の内容を理解し、登録申出書（要介護認定・要支援認定等申請書を含む。以下「申出書」という。）により登録申出を行った者とする。

4. 説明対象者および説明・受付窓口等

(1) 説明対象者

- 要介護者・要支援者は、医療・介護が連携して支援を行うべき度合いが高まることから、要介護認定申請（新規・更新）の際に、本事業の説明・申出書の受付を行う。
- その他、本事業へ登録することが望ましい市民や、登録意向を有する市民に対し、本事業への登録の説明・申出書の受付を行う。

(2) 説明・受付窓口等

- 登録の説明・申出書の受付に協力いただく医療・介護関係機関・事業所等で（1）説明対象者への説明・受付を行うものとする。その際のケース・タイミングについては【別紙1：モデル実施時の申出書受理フロー】を参考としつつ、各機関・事業所等の実務に応じたものとする。

- ① 病院
- ② 診療所、歯科診療所
- ③ 薬局
- ④ 訪問看護ステーション
- ⑤ 特別養護老人ホーム
- ⑥ 介護老人保健施設
- ⑦ 居宅介護支援事業所
- ⑧ 在宅医療・介護連携支援センター
- ⑨ 区地域包括支援センター
- ⑩ 区介護保険担当
- ⑪ 自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体
- ⑫ その他、登録の説明・申出書の受付に協力いただける機関・事業所 等

- 登録の説明・申出書の受付に協力いただく医療・介護関係機関・事業所等は、とびうめネット事務局に連絡し、患者・利用者の「氏名、住所、生年月日、性別」を伝えることで、患者・利用者がすでに登録しているかどうかを確認できることとする。

なお、申出書のとりまとめをとびうめネット事務局が行い、申出書が重複して送付された場合でも重複して登録されることはない。

- 本事業に新たに登録された患者のリストを当該患者のかかる各医療機関宛てに送付する（毎月を目途）。

5. 登録申出書

- 登録申出書（別紙2）
- 本事業の登録同意欄を設けた要介護認定・要支援認定等申請書

6. 情報提供する情報（行政提供情報）

- 本市がとびうめネットに提供する情報は、国保連の国保データベース（KDB）システム（※）の保有する情報及び被保護者の医療分のレセプトデータのうち、4（1）説明対象者に関する次の情報とする。なお、次の情報の項目の追加・変更については【別紙3：「とびうめ@きたきゅう」に関する取り扱いについて】のとおりとする。
 - ① 共通情報：基本四情報（氏名（カナ氏名含む）、生年月日、性別、住所）、緊急連絡先
 - ② 医療情報（国保・後期高齢者医療分）
：医療機関名、傷病名、投薬、歯科医療機関名、薬局名、調剤（医薬品名）
 - ③ 介護情報（介護保険分）
：要介護度、認定期間、サービス事業者名（居宅介護支援事業所名）
 - ④ 健診情報
：特定健診情報（国保分）、後期高齢者健康診査情報
- 情報の提供は毎月行うこととし、本人から登録の申し出があった時から過去5年間分の情報とする。

※ 国保連の国保データベース（KDB）システムとは、国保連協会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効果的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

7. 閲覧者の範囲・手続

- とびうめネットを導入した病院及び診療所並びに本市が、医療機関にあっては自院にかかった患者の情報を、本市にあっては支援の対象となる市民の情報を閲覧できることとし、具体的には以下のとおりとする。なお、病院への行政提供情報の閲覧の可否ならびに多職種・多機関への閲覧対象拡大については、【別紙3：「とびうめ@きたきゅう」に関する取り扱いについて】のとおりとする。

- とびうめネットを閲覧できる職員の範囲は、各機関において定める。

- 行政提供情報の特定・閲覧は、次のいずれかによって行うことができることとする。
 - ① 本人のとびうめネットの ID 番号（患者の保有する登録カードに記載。）を 入力すること
 - ② 本人をカナ氏名で検索し、生年月日を入力すること

- ただし、上記②について、とびうめネットを導入し、二次・三次救急医療体制に参加する病院及び本市においては、生年月日が判明しない中でも緊急的に患者情報を閲覧する必要があるケースが考えられることから、生年月日を入力しないでも緊急的に行政提供情報を閲覧できる仕組みとする。

8. 閲覧画面

- 6の「行政提供情報」と医療機関が入力する患者情報を区分して閲覧に供する。
なお、登録申出のあった市民について、医療機関が入力する患者情報がない場合には、「行政提供情報」のみを表示する。

- 閲覧に供する行政提供情報は毎月更新し、過去分は、医療機関への受診や介護サービスの利用等により行政提供情報が発生した直近 12 月分の情報（最大で過去 5 年間分）とする。

9. とびうめネットへの医療・介護・健診情報の提供の流れ

- 4（2）の説明・受付窓口は、本事業の説明・申出書の受付を行い、とびうめネット事務局又は保健福祉局地域医療課への申出書の送付を行う。
申出書のうち要介護認定・要支援認定等申請書については、複写等により送付するものとする。
保健福祉局地域医療課は、送付された申出書をとびうめネット事務局に送付する。
- とびうめネット事務局は、送付された申出書から「登録申出者リスト」を作成し、保健福祉局地域医療課に送付する。
- 保健福祉局地域医療課は、国保連からKDBデータ及び被保護者分の医療分のレセプトデータの提供を受けた場合に、「登録申出者リスト」に掲載された者の6の情報_{を抽出し、とびうめネット事務局へ提供}を行う。

10. 個人情報保護法制との関係

(1) 基本的な考え方

- 個人情報保護の取扱いについては、本市、国保連及びとびうめネット事務局（県医師会）には個人情報保護法が適用される。
- 個人情報保護法では、本人の同意がある場合には、行政機関の長等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができることとされている（同法第69条第2項第1号）。
また、
 - ① 本人の同意があるときや、
 - ② 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に基づく事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供することができることとされている（同法第27条第1項・同項第4号）。
- 本事業において、窓口で得る本人同意は、
 - ① 本市が国保連から情報の提供を受けた医療・介護・健診情報等をとびうめネット事務局（県医師会）に対して提供すること、
 - ② ①の情報について、とびうめネット事務局（県医師会）が登録医療機関に対して医療・介護・健診情報を提供すること
 - ③ 医療機関がした患者情報をとびうめネット事務局（県医師会）が登録医療機関等に対して提供すること（とびうめネットの従来の同意内容）
についてのものと整理する。

(2) 本人が申出書を記載できないケースへの対応

- 本人が申出書の記載ができないケースについては、以下のとおり対応する。
 - ① 意思決定ができるが障害等により申出書の記入ができないケース
：本人が同意し、代筆者が申出書を記入する。
 - ② 認知症等により意思決定能力が欠けているケース
：法定代理人（成年後見人等）が本人に代わって同意し、申出書を記入する。
- なお、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成 30 年 6 月 厚生労働省）に基づき、本事業への登録が望ましいと考えられる者が認知症等により意思決定能力が低下している場合であっても、一律に本人の同意が不可能なものとして対応することは適当でなく、意思決定能力が欠けているものでなければ、本人には意思があり、意思決定能力を有するというを前提に、適切な意思決定支援（わかりやすい情報の提示や説明等）によって、本事業の説明・申出書の受付を行う。

この場合、後のトラブルの防止のために、本人に対して本事業の説明・申出書の受付を行うことと併せて、家族等への説明を行っておくなどの対応を行うことが考えられることに留意する。

11. 医療機関における安全管理措置・漏えい時の対応

- 各医療機関には個人情報保護法制が適用されており、各医療機関の責任において、個人情報保護法制で定められたとおり個人情報の安全管理措置や漏えい時の対応を行うこととされており、とびうめネットで扱う情報についても同様の対応をとる。
- これに加え、本事業について次のような安全管理措置等を講じることとする。
 - ① 各医療機関にとびうめネットの管理責任者を設ける。
 - ② 定例的にとびうめネットの運用・個人情報の取扱いに関する研修を県医師会・市医師会・本市で合同で実施する。なお、研修への参加状況が悪い医療機関への対応については【別紙 3：「とびうめ@きたきゅう」に関する取り扱いについて】のとおりとする。
 - ③ とびうめネット事務局による閲覧者及び閲覧画面等のログチェックを実施する。
 - ④ 漏えい時などには、適切な安全管理措置が講じられるまでの間にとびうめネットの利用停止措置を講じる。

12. 費用負担

○ 次のとおりとする。

- ① 初期開発経費及び下記②の経費以外の運用経費については、福岡県地域医療介護総合確保基金（県医師会への交付分）を活用する。
- ② 本市からとびうめネット事務局へ情報提供を行う際に必要となる専用回線の設置及び使用にかかる費用については、本市の負担とする。

13. その他

○ その他本事業の運用についての細かな事項については別に定める。